

令和元年 市議会 12 月定例会提案予定議案（補正予算・一般会計）

補正予算

【補正額】

- ・歳入歳出とも 291,821千円の増額
- ※補正後予算額 63,789,144千円

【内容】

歳出

<台風対応に伴う関係経費の追加>

令和元年台風第15号及び第19号による被害の対応にかかる経費について、補正により対応するもの。各項目は以下のとおり。

① 財産管理事務 / 公的不動産活用課

☆ 玉縄三丁目3番先	仮復旧工事にかかる警備業務委託料の増額
	20,290千円 → 54,324千円
委託料	34,034千円増

- ・ 玉縄3丁目3番の市有地付近の崩落した斜面の補修等にかかる工事の警備員を配置するため、補正するもの。

② 財産管理事務 / 公的不動産活用課

☆ 倒木処理等業務委託料の増額
15,264千円 → 23,947千円
委託料 8,683千円増

- ・ 台風第15号及び第19号により発生した市有地の倒木処理（極楽寺）や土砂崩れの処理（扇ガ谷）をするため、補正するもの。
- ・ さらに、市民からすでに要望が出ている市有地の草刈り・枝払いを行う必要があるが、すでに台風第15号による倒木処理を行っていることにより、予算が不足するため補正するもの。

③ 作業センター事業 / 作業センター

☆ 補修用消耗品費の増額

1, 513 千円 → 3, 513 千円

消耗品費

2, 000 千円増

- ・ 台風等の災害対応により不足が生じた危険防止用バリケード及び倒木伐採処理部品等の消耗品を追加・補充するため、補正するもの。

④ 避難対策推進事業 / 総合防災課

☆ 災害備蓄品消耗品費の増額

24, 000 千円 → 33, 718 千円

消耗品費

9, 718 千円増

- ・ 台風第 19 号に伴い、避難所に 1,374 人の避難者を受け入れたが、その際に提供した毛布・水・食料等を同数補充するため、補正するもの。
- ・ また、被災地支援のために、福島県相馬市に提供した飲料水 400 箱分及び福島県いわき市に提供した飲料水 209 箱分を補充しようとするもの。

⑤ 危機管理推進事業 / 危機管理課

☆ 災害用職員向け備蓄品の増額

1, 592 千円 → 1, 831 千円

消耗品費

239 千円増

- ・ 台風第 15 号に伴い開設した避難所に、職員向けの備蓄食糧等を提供したため、不足分を補充しようとするため、補正するもの。

⑥ 災害救助事業 / 生活福祉課

☆ 台風災害見舞金等支援事業にかかる経費の増額

1, 010千円 → 4, 890千円

報償費 390千円増

貸付金 3, 490千円増

- ・ 小災害を含む災害により一定以上の被害に遭われた方に対して、災害援護資金の貸付け及び見舞金を支給するため、補正するもの。

⑦ 観光施設整備事業 / 観光課

☆ ハイキングコース復旧業務委託料の追加

0千円 → 9, 999千円

委託料 9, 999千円増

- ・ 天園ハイキングコース及び葛原岡・大仏ハイキングコースで発生した崩落対策及び倒木等の処理を行うため、掛かる費用を補正するとともに、工期が3箇月程度掛かり、年度内の完了が見込めないことから、繰越明許費を設定するもの。

⑧ 道路維持補修事業 / 道路課

☆ 崩落土処分等業務委託料の増額

31, 537千円 → 57, 651千円

委託料 26, 114千円増

- ・ 十二所 580 番地先で発生した、市道上の崩落土及び倒木等の撤去を行うため、補正するもの。

⑨ 下水道事業会計繰出金 / 都市整備総務課

☆ 下水道事業会計繰出金の増額

2, 587, 996千円 → 2, 593, 126千円

繰出金 5, 130千円増

- ・ 下水道事業会計において、台風等の災害対応によって、年間を通して必要な経費として計上していた修繕等業務の当初予算額をほぼ全て執行し、年度末までに不足が生じることが明らかなため、不足分に係る経費を一般会計からの繰出金で対応するため、補正するもの。

⑩ 小学校施設管理運営事業 / 学校施設課

☆ 小学校施設小破修繕料の増額

75, 660千円 → 90, 850千円

維持修繕料 15, 190千円増

- ・ 稲村ヶ崎小学校第一グラウンドの防球フェンスの倒壊等、市立小学校で発生している施設破損の緊急修繕を行うため、補正するもの。

⑪ 中学校施設管理運営事業 / 学校施設課

☆ 中学校施設小破修繕料の増額

42, 246千円 → 48, 746千円

維持修繕料 6, 500千円増

- ・ 第一中学校にて体育館の屋根材が飛散してしまっている等、市立中学校で発生している施設破損の緊急修繕を行うため、補正するもの。

⑫ 吉屋信子記念館管理運営事業 / 教育総務課

☆ 吉屋信子記念館修繕料の増額

668千円 → 1,268千円

維持修繕料

600千円増

- ・ 吉屋信子記念館の屋根に設置している防水シート及びスレート材の欠損及び飛散により、屋根材が剥きだしになっていることからこれを修繕するため、補正するもの。

⑬ 史跡環境整備事業 / 文化財課

☆ 史跡永福寺跡崩落防止対策業務委託料の追加

0千円 → 123,288千円

委託料

123,288千円増

- ・ 台風第15号の影響により、国指定史跡永福寺跡内の市有地で崖崩れが発生し、土砂が二階堂川を塞いだため、近隣の市道が冠水し一時通行不能となった。また、近隣の建物にも被害が出た。応急復旧はしたが、今後も同様な崖崩れが発生する恐れがあるため、早急に崩落防止対策に掛かる費用を補正するとともに、工期が5箇月程度掛かり年度内の完了が見込めないことから、繰越明許費を設定するもの。

⑭ 史跡環境整備事業 / 文化財課

☆ 史跡朝夷奈切通復旧（崩落土砂処分等）業務委託料の追加

0千円 → 16,258千円

委託料

16,258千円増

- ・ 台風第15号及び第19号の影響により、国指定史跡朝夷奈切通内の複数個所で土砂崩落等が発生し、市道が通行できない状態となっているため、早急に通行を再開できるよう、土砂処分等に掛かる費用を補正するとともに工期が6箇月程度掛かり年度内の完了が見込めないことから、繰越明許費を設定するもの。

⑮ 史跡環境整備事業 / 文化財課

☆ 史跡鶴岡八幡宮境内崩落防止対策業務委託料の追加

0千円 → 6,985千円

委託料 6,985千円増

- ・ 国指定史跡鶴岡八幡宮境内内の市有地で崖崩れが発生し、民有地に土砂が流れ込んだことから、土砂の撤去などの応急復旧を行った。今後も同様な崖崩れが発生する恐れがあるため、早急に斜面崩落対策工事を行うための、地盤調査及び工事詳細設計業務に掛かる費用を補正するとともに工期が6箇月程度掛かり年度内の完了が見込めないことから、繰越明許費を設定するもの。

⑯ 史跡環境整備事業 / 文化財課

☆ 史跡東勝寺跡崩落対策業務委託料の追加

0千円 → 4,257千円

委託料 4,257千円増

- ・ 市が管理団体となっている国指定史跡東勝寺跡内の斜面地で、倒木が発生した。今後も斜面地の崩落が発生する恐れがあるため、崩落対策業務を委託するために掛かる費用を補正するとともに工期が5箇月程度掛かり年度内の完了が見込めないことから、繰越明許費を設定するもの。

⑰ 体育施設管理運営事業 / スポーツ課

☆ 鎌倉武道館等体育施設維持修繕料の増額

12,532千円 → 14,366千円

修繕料 1,834千円増

- ・ 鎌倉武道館等体育施設において、必要な修繕について速やかに対応するため、補正するもの。

<その他 経費の追加>

① 避難対策推進事業 / 総合防災課

☆ 災害備蓄品消耗品費の増額	
	0千円 → 4,259千円
消耗品費	4,259千円増

- ・ 避難所（小学校 16 校）に、避難者の授乳室や更衣室などの使用を想定して多目的個室テント 2 色を各 2 個、計 4 個ずつ購入するため、補正するもの。

② 発達支援事業 / 発達支援室

☆ 特別支援保育運営費補助金の増額	
	10,658千円 → 12,882千円
補助金	2,224千円増

- ・ 集団生活の場において特別な支援が必要である児童を受け入れる私立幼稚園等に対して交付する特別支援保育運営費補助金について、当初予算での想定を超える申請となることから補正するもの。

③ 生活保護事務 / 生活福祉課

☆ 生活保護システム改修業務委託料の追加	
	0千円 → 2,349千円
委託料	2,349千円増

- ・ デジタル手続法が令和元年 5 月に施行され、生活保護法で定められた被保護者等の情報を電子化し、他市町村との間でマイナンバーを介した情報連携が開始されることなどから、システム改修をするため補正するもの。

④ 母子保健事業 / 市民健康課

☆ 母子保健情報連携システム改修委託料の追加

0千円 → 4,620千円

委託料 4,620千円増

- デジタル手続法が令和元年5月に施行され、母子保健法で定められた妊婦健診及び乳幼児健診等の情報を電子化し、他市町村との間でマイナンバーを介した情報連携が開始されることから、システム改修をするため補正するもの。

⑤ 文化財調査・整備事業 / 文化財課 (説明書●ページ) (P. ●)

☆ 発掘調査費用補助金の増額

14,400千円 → 18,000千円

補助金 3,600千円増

- 個人住宅建築に伴い施主が自費で発掘調査を実施した場合に交付する鎌倉市発掘調査費用補助金について、当初予定していた件数を上回ることが見込まれるため、補正するもの。

⑥ 文化財調査・整備事業 / 文化財課 (説明書●ページ) (P. ●)

☆ 発掘調査による雨水排水管破損事故に係る賠償金の追加

0千円 → 60千円

賠償金 60千円増

- 文化財保護法に基づく埋蔵文化財の発掘調査のため敷地を掘削したところ、敷地内に埋設されていた雨水排水管を破損したことから、修繕費を賠償することで損害物件所有者の同意が得られたため、補正するもの。

歳入

(国庫支出金)

- ① 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（補助率 1 / 2 ~ 3 / 4）の追加
（1, 389 千円増 / 生活福祉課 0 千円 → 1, 389 千円）
☆ 歳出で説明の生活保護システム改修業務委託料の追加に伴う補助金の増額
- ② 母子保健衛生費国庫補助金（補助率 1 / 2）の追加
（928 千円増 / 市民健康課 0 千円 → 928 千円）
☆ 歳出で説明の母子保健情報連携システム改修委託料の追加に伴う補助金の増額
- ③ 史跡等保存整備費補助金（補助率 7 / 10）の増額
（105, 549 千円増 / 文化財課 35, 785 千円 → 141, 334 千円）
☆ 歳出⑫から⑮で説明の史跡崖地等崩落復旧等業務委託料の追加に伴う補助金の増額

(諸収入)

- ④ 雑入の追加
（60 千円増 / 公的不動産活用課 0 千円 → 60 千円）
☆ 歳出で説明の発掘調査による雨水排水管破損事故に係る賠償金の追加に伴う増額

(市債)

- ⑤ 道路整備事業債の増額
（26, 100 千円増 / 道路課 449, 500 千円 → 475, 600 千円）
☆ 歳出で説明の崩落土処分等業務委託料の追加に伴う市債の増額
- ⑥ 史跡保存事業債の増額
（35, 000 千円増 / 文化財課 18, 900 千円 → 53, 900 千円）
☆ 歳出⑫から⑮で説明の史跡崖地等崩落復旧等業務委託料の追加に伴う市債の増額

(繰越金)

- ⑦ 前年度繰越金の増額
（122, 795 千円増 / 財政課
1, 368, 789 千円 → 1, 491, 584 千円）
☆ 補正増に伴う前年度繰越金の増額

繰越明許費

① ハイキングコース復旧事業

- ・ 天園ハイキングコース及び葛原岡・大仏ハイキングコースで発生した崩落対策及び倒木等の処理に掛かる費用を補正するとともに、工期が3箇月程度掛かり年度内の完了が見込めないことから、繰越明許費を設定するもの。
- ・ 金 額 9, 9 9 9 千円
- ・ 事業期間 令和2年3月から令和2年5月まで

② トンネル修繕設計事業

- ・ 本委託業務は、台亀井隧道及び山ノ内宮下小路隧道の修繕設計業務を委託するものだが、施行方法等の仕様の調整に時間を要し、本年度中の完了が困難となったことから、繰越明許費の設定を行うもの。
- ・ 金 額 1 9, 0 7 4 千円
- ・ 事業期間 令和2年3月から令和2年8月まで

③ 道路維持修繕工事（市道 015-000 号線外）

- ・ 本工事は七里ガ浜二丁目 20 番先の道路舗装及び道路施設の修繕工事を行うものだが、地元調整に時間を要し、本年度中の完了が困難となったことから、繰越明許費の設定を行うもの。
- ・ 金 額 3 1, 4 7 1 千円
- ・ 事業期間 令和2年3月から令和2年8月まで

④ 道路維持修繕工事（市道 050-018 号線外）

- ・ 本工事は、岡本 1500 番地先の舗装工事及び岡本二丁目 4 番先の石積修繕工事を行うものだが、施行範囲について、隣接土地所有者との調整に時間を要し、本年度中の完了が困難となったことから、繰越明許費の設定を行うもの。
- ・ 金 額 39,072 千円
- ・ 事業期間 令和 2 年 3 月から令和 2 年 8 月まで

⑤ 史跡永福寺跡崩落防止対策事業

- ・ 台風 15 号の影響により、国指定史跡永福寺跡内の市有地で崖崩れが発生し、土砂が二階堂川を塞いだため、近隣の市道が冠水し一時通行不能となった。また、近隣の建物にも被害が出た。応急復旧はしたが、今後も同様な崖崩れが発生する恐れがあるため、早急に崩落防止対策に掛かる費用を補正するとともに、工期が 5 箇月程度掛かり年度内の完了が見込めないことから、繰越明許費を設定するもの。
- ・ 金 額 123,288 千円
- ・ 事業期間 令和 2 年 3 月から令和 2 年 8 月まで

⑥ 史跡朝夷奈切通復旧（崩落土砂処分等）事業

- ・ 台風 15 号の影響により、国指定史跡朝夷奈切通内の複数個所で土砂崩落等が発生し、市道が通行できない状態となっているため、早急に通行を再開できるよう、土砂処分等を行うための費用を補正するとともに工期が 6 箇月程度掛かり年度内の完了が見込めないことから、繰越明許費を設定するもの。
- ・ 金 額 16,258 千円
- ・ 事業期間 令和 2 年 3 月から令和 2 年 9 月まで

⑦ 史跡鶴岡八幡宮境内崩落防止対策事業

- ・ 国指定史跡鶴岡八幡宮境内内の市有地で崖崩れが発生し、民有地に土砂が流れ込んだことから、土砂の撤去などの応急復旧を行った。今後も同様な崖崩れが発生する恐れがあるため、早急に斜面崩落対策工事を行うための、地盤調査及び工事詳細設計業務に掛かる費用を補正するとともに工期が6箇月程度掛かり年度内の完了が見込めないことから、繰越明許費を設定するもの。

- ・ 金 額 6, 9 8 5 千円

- ・ 事業期間 令和2年3月から令和2年9月まで

⑧ 史跡東勝寺跡崩落対策事業

- ・ 市が管理団体となっている国指定史跡東勝寺跡内の斜面地で、倒木が発生した。今後も斜面地の崩落が発生する恐れがあるため、崩落対策業務を委託するために掛かる費用を補正するとともに工期が5箇月程度掛かり年度内の完了が見込めないことから、繰越明許費を設定するもの。

- ・ 金 額 4, 2 5 7 千円

- ・ 事業期間 令和2年3月から令和2年8月まで

債務負担行為

① 川喜多映画記念館等管理運営事業費

- 川喜多映画記念館等管理運営について、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に基づき指定管理者に行わせているが、令和 2 年 3 月をもって指定管理期間が満了することに伴い、令和 2 年 4 月から令和 7 年 3 月までの、次期指定管理者候補の公募及び審査選考を行い、指定管理者候補及び指定管理料が決定したことから、令和 2 年度から 5 年間の指定管理料に係る債務負担行為の設定を行うもの。

債務負担行為設定額	174,500,000円
債務負担行為設定期間	令和元年度から令和6年度まで

・ 年割額	令和元年度	0円
	令和2年度	34,900,000円
	令和3年度	34,900,000円
	令和4年度	34,900,000円
	令和5年度	34,900,000円
	令和6年度	34,900,000円

② 海水浴場監視所・仮設トイレ等賃借料

- 海水浴場監視所等賃借は、7月の海開きに間に合うよう、6月下旬に監視所を設置する必要があるが、年度当初の入札では日程に余裕が無く、不調による再度の入札が発生した場合は、設計の見直しや変更負担行為など一定の事務手続きに時間を要するため、監視所の設置日に遅れが生じることとなり、海水浴場開設の期間を短縮せざるを得なくなる。このため、期間的なリスクを回避するため、前年度中から入札の手続きを行うことができるよう、令和元年度から令和2年度までの債務負担行為を設定するもの。

債務負担行為設定額	18,183,000円
債務負担行為設定期間	令和元年度から令和2年度まで

・ 年割額	令和元年度	0円
	令和2年度	18,183,000円

③ 中学校給食予約等管理運用業務委託事業費

- 鎌倉市立中学校給食は、民間調理場で調理した給食をランチボックスに盛り付けて各校へ配送するデリバリー方式で平成 29 年（2017 年）11 月から実施しているが、家庭弁当の持参も可能としていることから、給食予約と注文状況の把握、前払いで徴収する給食費の集金管理等を効率的に行うため、インターネットを經由したクラウドシステムの利用を前提とした、利用者情報の登録、給食予約情報や給食費の入出金に係るデータ管理その他付随する一連の業務をシステム業者に委託している。
- 現契約は令和 2 年（2020 年）3 月末日を以って満了となるため、利用者が翌日以降も引き続き給食予約等を円滑に利用できるよう、年度内に業者選定（一般競争入札）、契約締結及びデータ移行等準備作業を行うため、令和元年度から令和 6 年度までの債務負担行為を設定するもの。

債務負担行為設定額	58,116,000円
債務負担行為設定期間	令和元年度から令和6年度7月まで

年割額	令和元年度	0円
	令和2年度	13,411,200円
	令和3年度	13,411,200円
	令和4年度	13,411,200円
	令和5年度	13,411,200円
	令和6年度	4,470,400円

④ 道路新設改良事業費（市道 060-000 号線）

- 今泉三丁目3番先の砂押川沿いの歩道整備工事及び道路舗装工事を行うもので、当初の計画に遅れが生じており、住民生活に支障をきたすおそれがあることから、いち早く着手するため、令和元年度から令和2年度までの債務負担行為を設定するもの。

債務負担行為設定額	82,093,000円
債務負担行為設定期間	令和元年度から令和2年度まで

年割額	令和元年度	0円
	令和2年度	82,093,000円

⑤ 【ゼロ債】 道路維持修繕事業費（市道 018-003 号線外）
債務負担行為設定額 17,622,000円

⑥ 【ゼロ債】 道路維持修繕事業費（市道 055-000 号線外）
債務負担行為設定額 27,720,000円

・ 債務負担行為設定期間 令和元年度から令和2年度まで

・ 上記2事業費は、それぞれ舗装工事を行うもので、平成26年度に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）において、現在及び将来の公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、発注者の責務として、計画的な発注と適切な工期設定に努めることが新たに定められるとともに（同法第7条第1項第4号）、「発注関係事務の運用に関する指針」（平成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ）等において、発注者は債務負担行為の積極的な活用などにより発注・施工時期等の平準化に努めることとされたため、当該工事を債務負担行為として設定し、議決後の発注を行おうとするもの。

補正予算

【補正額】

- ・収入支出とも 5, 130千円の増額
- ※補正後予算額 7, 232, 367千円
- （減価償却費等現金の支出を伴わない経費を除く）

【内容】

支出

<台風対応に伴う関係経費の追加>

① 雨水管渠費 / 下水道河川課

☆ 雨水排水施設修繕料の増額

24, 229千円 → 25, 435千円

維持修繕料 1, 206千円増

② 雨水管渠費 / 下水道河川課

☆ 倒木処理等業務委託料の増額

4, 365千円 → 8, 289千円

委託料 3, 924千円増

- ・ 台風等の災害対応によって、年間を通して必要な経費として計上していた当初予算額をほぼ全て執行し、年度末までに不足が生じることが明らかのため、不足分について補正するもの。

収入

（雨水処理負担金）

① 雨水処理負担金の増額（5, 130千円増／

都市整備総務課 383, 272千円→388, 402千円）

☆ 支出で説明の雨水排水施設修繕料等の増額に伴う増